

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室）
- 2 履行場所 福岡県朝倉市菱野1142
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和10年9月30日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 朝倉市の一般廃棄物収集運搬業許可（旧朝倉町区域）を有している事業者であり、別添仕様書等のとおり施行が可能であること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとします。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
 - 2) 提出方法 電子メール、ファクシミリ装置による通信、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4）に記載のとおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名見積依頼書の件名を記載してください。
 - 3) 提出期限 令和8年10月1日 12時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 林田
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
メールアドレス nyukei_chikugojouryu@water.go.jp
 - 5) 質問書提出期限 令和8年9月24日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年10月2日12時までとします。
 - 7) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。**
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、1ヶ月ごとの履行確認後の支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 契約にあたっては本業務1か月あたりの単価契約とします。見積書の提出にあたっては、仕様書条件下での1ヶ月あたりの単価を明記し、24か月分を積算し、総価でご提出ください。

一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室） 仕様書

1. 業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室において排出される一般廃棄物を収集運搬処理するものである。

2. 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和10年9月30日までとする。

3. 履行場所

福岡県朝倉市菱野 1 1 4 2

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所

寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

4. 収集日

可燃物は週2回以上とし、資源ゴミ・不燃物については毎月1回以上とする。なお、廃棄物は各収集場所に設置している収納庫等から搬出するものとする。

ただし、作業日が土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間は翌日以降の平日に繰り越すものとする。

5. 廃棄物

運搬処理する廃棄物は次に掲げるものとする。

- 1) 可燃物（紙、ビニール、布等）・・・・・・・・・・・・・・・・週2回以上
- 2) 資源ゴミ（段ボール等の紙類）・・・・・・・・・・・・・・・・月1回以上
- 3) 不燃物（ビン・缶類、小金属類、その他）・・・・・・・・月1回以上

6. 予定数量

本業務の予定数量は次のとおりとする。ただし、この数量は確約するものではなく増減することがある。軽微な数量の増減については精算しないものとする。

- 1) 可燃物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80 kg／月
- 2) 資源ゴミ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 kg／月
- 3) 不燃物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 kg／月

7. 内容の追加等

廃棄物の内容に追加等がある場合、発注者及び受注者にて協議を行うものとする。

8. 単価の変更

契約期間内において、物価変動又は経済情勢の著しい変化により改定の必要が生じた場合は協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

9. 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注者の責任において適切に処理を行うものとする。

10. 損傷等

本業務の履行にあたって、庁舎施設等に損傷・汚損を与えないよう十分留意すること。損傷等を与えた場合は速やかに担当職員に報告するものとし、担当職員の指示に基づいて受注者の負担により、速やかに原形復旧を行うものとする。

1 1. 作業報告等

ゴミ袋は朝倉市の指定ゴミ袋以外を使用する。

作業報告については、数量伝票等を作成し提出すること。

1 2. 支払

請求書は月末締めとし、数量をとりまとめ請求書を提出すること。発注者は、請求書を受領してから 30 日以内に、銀行振込により支払うものとする。

1 3. その他

その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、受注者は必要に応じて担当職員と協議するものとする。

以 上

別紙

令和 8 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

印

見 積 書

件 名：一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室）

(円：消費税抜き)				
場 所	数量/月	期間(①)	月額単価(②)	金額(①×②)
寺内ダム再生・筑後川水系ダム 群連携事業推進室	可燃物 80kg 資源ごみ10kg 不燃物 5kg	24ヶ月		0

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1 ：

連絡先 2 ：

くじ用数値

--	--	--

メール送信先 nyukei_chikugojouryu@water.go.jp

FAX 送信先 0946-25-0133

担当：独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 林田あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

所 長 前 田 剛 宏 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月15日に交付された「一般廃棄物収集運搬処理単価契約（事業推進室）」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。